

平成28年度臨時福祉給付金

障害・遺族年金受給者向け給付金

対象と思われる方には9/12(月)以降に順次申請書をお送りします。同封の返信用封筒で平成29年1/20(金)までにご返送ください。

問 日野市臨時福祉給付金コールセンター (☎514-8285)

給付金



平成28年度臨時福祉給付金

対象者

平成28年分の市・都民税が課税されていない方
※市・都民税において、課税者の扶養家族になっている方や生活保護の受給者である方などは除く

給付額

1人につき 3,000円(1回)

よくある質問にお答えします(Q&A)

Q1 臨時福祉給付金を受給するには？

A1 給付対象となる方からの申請に基づいて給付されます。対象と思われる方には9/12(月)以降に順次申請書を送付する予定です。必要事項をご記入の上、臨時福祉給付金担当へご返送ください。

Q2 基準日(平成28年1/1)の翌日以降に他の市区町村に引っ越した場合の給付金の受け取りは？

A2 基準日時点で住民票があった市区町村へ申請し、給付金も申請先の市区町村から給付されます。

Q3 市・都民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)はどのくらいですか？

A3 非課税限度額は下表の通りです。

●給与所得者

区分	給与収入額
単身	100万円
夫婦	156万円
夫婦子1人	205.9万円
夫婦子2人	255.9万円

●事業主

区分	合計所得金額
単身	35万円
夫婦	91万円
夫婦子1人	126万円
夫婦子2人	161万円

●公的年金など受給者

区分	公的年金収入額
単身	65歳以上 155万円
	65歳未満 105万円
夫婦	65歳以上 211万円
	65歳未満 171.3万円



障害・遺族年金受給者向け給付金

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金や遺族基礎年金などを受給している方

※高齢者向け臨時福祉給付金(30,000円)を受給した方は除く

1人につき 30,000円(1回)

※障害・遺族年金受給者向け給付金対象者は合計で33,000円になります

Q1 この給付金の趣旨は何ですか？

A1 「一億総活躍社会」の実現に向け、低年金受給者や高齢者世帯の所得全体の底上げを図るため、社会保障、税一体改革の一環として、平成29年度から実施される年金生活者支援給付金の前倒しの位置付けとして実施します。

Q2 この給付金は、なぜ30,000円なのですか？

A2 上記の年金生活者支援給付金(満額で年60,000円)の半分に相当する額として30,000円とされたものです。

Q3 障害・遺族基礎年金受給者向け給付金を受給するには？

A3 給付対象となる方からの申請に基づいて給付されます。対象と思われる方には9/12(月)以降に順次申請書を送付する予定です。必要事項をご記入の上、臨時福祉給付金担当へご返送ください。

■申請に関する相談受け付け

日時 9/13(火)～平成29年1/20(金)8:30～17:15※土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く

会場 市役所2階201会議室

問 日野市臨時福祉給付金コールセンター (☎514-8285)



広報
第1382号

平成28年 2016 9/1

■毎月1日・15日発行 ■発行/日野市 法人番号 1000020132128 ■編集/企画部市長公室
〒191-8686 東京都日野市神明1-12-1 代表 ☎042-585-1111 FAX 042-581-2516
HP <http://www.city.hino.lg.jp/> E-mail soudan@city.hino.lg.jp
■配布/日野市新聞組合(☎042-514-8171※10:00～17:00 FAX 042-514-8099)